保全レター 四国

２０１８年１２月発行　（臨時号）

四国地方整備局営繕部
保全指導・監督室

もくじ

1. 工事現場見学会について（阿南税務署新築工事現場）
2. 建築保全業務共通仕様書、同積算基準、同積算要領が改定されています
3. 保全Ｑ＆Ａ

１．　工事現場見学会について（阿南税務署新築工事現場）

平成30年11月28日（水）に阿南税務署新築工事現場において現場見学会を実施しました。この見学会は、毎年11月に開催している、より良い公共建築を目指した「公共建築月間」の記念イベントの1つとして実施したものです。保全は完成した庁舎等について、より長く快適に使用してもらうためのものですが、より適正な庁舎管理を行うためにも施設を建設している工事の過程を見ることで参考になる点もあろうかと思います。このような見学会は、四国地方整備局のホームページ等にて、公開募集としてご案内している場合もありますので、今後、このようなイベントを見かけられた際はご参加のほどよろしくお願いします。

この工事は、築60年経過した庁舎の現地建替を行っている工事です。当日は、官公庁職員等約20名の方に工事中の現場内を見学していただき、終了後に実施したアンケートでは、「説明がこと細かくて参考になりました」、「地下水の水対策について新しく知識を頂きました」「現場が綺麗に整理、整頓、清掃されていて模範のようでした」等概ね参考になったという意見でした。

見学会概要説明

現場内見学状況

また、現場の高所作業を行う場合に装備する墜落制止用器具（安全帯）について、現場見学後、希望のあった方に当現場で先んじて実際に使用している、より安全性の高いフルハーネス型墜落制止用器具を実際に装備してもらい、工事に対する安全対策を実感してもらいました。

フルハーネス型墜落制止用器具（参考）

阿南税務署完成予想図

２．　建築保全業務共通仕様書、同積算基準、同積算要領が改定されています

国土交通省では、施設管理者が建築保全業務を委託する際、適切な業務仕様書及び予定価格を作成ができるように建築保全業務の発注に関する技術基準を制定しており、5年ごとに改定しています。今年度、最新の法令、技術動向、建築保全業務の品質確保に対する社会的要請を踏まえた改定がされていますので、保全業務の適切な発注等にご活用ください。

【主な改定概要】

（１）　建築保全業務共通仕様書（平成３０年度版）

・法令改正や最近の建築技術動向を踏まえた点検項目等を改定した。
（「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号）の施行を踏まえ、雨水利用設備を適切に維持管理する点検項目の見直し、LED照明器具、木製床等の新たな資機材を業務の対象に追加）
・災害発生時の対応を明確化した。
（確実な業務継続のため、災害発生時の対応に必要な事項、優先順位等について、受発注者間で契約時にあらかじめ取り決めておくべきことを新たに規定）

（２）　建築保全業務積算基準・積算要領（平成３０年版）

・現場従業員の法定福利費を一般管理費等から業務原価（業務管理費）に移行し、業務価格の費目構成を適正化した。

詳細については、国土交通省官庁営繕部のホームページにてご確認ください。

官庁営繕の技術基準（６－２、保全業務関連）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#６－２

３．　保全Ｑ＆Ａ

四国地方整備局営繕部では、四国地区官庁施設保全連絡会議終了後に保全相談コーナーを設けているほか、後述の「保全レター四国」事務局にて、随時電話及びメールで相談を受付けています。その中で相談のあった内容について紹介させていただきます。

Ｑ　建築基準法告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び点検項目における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」の別表調査項目により調査することが規定されています。
現状としては、①管理しなければならない施設が膨大にあること　②同上による調査項目が多くあること　③点検に必要な“ヒト“や”予算“が足りないことなどから、点検実施に大きな障害となっています。その中で、同告示の第１に「ただし、法第１２条第２項に規定する点検については損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る」という緩和規定あります。この緩和規定は、建築設備のみの適用となっていますが、現状を考えて「損傷、腐食、その他の劣化状況に係る項目のみ」調査すると考えてよろしいでしょうか。

Ａ　法定点検の意図を考えると、別表の項目に対し該当する項目をすべて調査点検することが正しい解釈と考えます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞「保全レター四国」事務局 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

○「保全レター四国」の配信中止・配信先変更のご希望等がありましたら、事務局までご連絡頂きますようお願いします。
　また、所掌の関係施設がございましたら適宜転送していただければ幸いです。
○　保全について、困りごとやご質問等がございましたら遠慮なくお知らせください。
○　この保全レターは不定期に配信しています。

国土交通省四国地方整備局営繕部保全指導・監督室
〒760-8554
香川県高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎（北館）13 階
TEL　087-851-8061　　FAX　087-811-8436

担当　竹内（たけうち）（内線 5181）　大平（おおひら）（内線 5526）

E-mail skr-hozenkan@mlit.go.jp

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞